

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項																									
政策企画部 成長戦略局	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが4件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 552 1629 1016"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>東京都</td> <td>令和5年10月27日</td> <td>31,300円</td> <td>令和5年11月27日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>兵庫県淡路市及び洲本市</td> <td>令和5年12月8日</td> <td>1,540円</td> <td>令和6年1月19日</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>兵庫県南あわじ市及び洲本市</td> <td>令和5年12月13日</td> <td>6,070円</td> <td>令和6年1月19日</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>兵庫県洲本市、南あわじ市及び淡路市</td> <td>令和6年1月16日</td> <td>1,090円</td> <td>令和6年4月2日</td> </tr> </tbody> </table>					職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	東京都	令和5年10月27日	31,300円	令和5年11月27日	B	兵庫県淡路市及び洲本市	令和5年12月8日	1,540円	令和6年1月19日	C	兵庫県南あわじ市及び洲本市	令和5年12月13日	6,070円	令和6年1月19日	D	兵庫県洲本市、南あわじ市及び淡路市	令和6年1月16日	1,090円	令和6年4月2日	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																											
A	東京都	令和5年10月27日	31,300円	令和5年11月27日																											
B	兵庫県淡路市及び洲本市	令和5年12月8日	1,540円	令和6年1月19日																											
C	兵庫県南あわじ市及び洲本市	令和5年12月13日	6,070円	令和6年1月19日																											
D	兵庫県洲本市、南あわじ市及び淡路市	令和6年1月16日	1,090円	令和6年4月2日																											

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和6年6月11日から同月21日まで)